

< 論 説 >

日本型財政金融政策と個人所得税

代 田 純

目 次

- 1 はじめに
- 2 日本型財政金融政策の特質
- 3 所得税の税率と人的諸控除
- 4 所得税と源泉徴収課税
- 5 所得階層間での所得格差と所得税制
- 6 まとめに代えて

1 はじめに

本稿の課題は日本型財政金融政策の特質を踏まえ、今日の個人所得税の問題点を明らかにすることである。高度経済成長期には、インフレの影響もあり、所得税の自然増収が潤沢であった。所得税から豊富な税収があり、国民所得も成長したため、租税負担率は20%程度で推移してきた。低成長に移行後、財政法の拡張解釈に基づき、建設国債のみならず赤字国債も大量発行されてきた。このため、歳出の増加が続き、財源は国債に依存したため、個人所得税を本格的に増税することなく、今日に至ったと思われる。

個人所得税の最高限界税率は、1980年代に比べ、今日では大幅に引き下げられてきた。これは高所得階層への課税が緩和されてきたことを意味する。他方で、個人所得税の課税最低限は引き下げられ、低所得階層への課税は強化されてきた。また個人所得税には、法人税と同様に、租税特別措置が認められており、減収要因となっている。

我が国の個人所得税は税額から見れば、給与所得に対する源泉徴収課税が中心となっている。戦後税制の出発点となった、シャウブ勧告が目指した申告課税の理念から、正反対となっている。源泉課税は徴税コストが低いため、課

税当局からは効率的な課税方法である。源泉課税の実態を所得種類別に見ると、配当や株式等譲渡所得への実効税率は、本来の名目税率を下回っている。

所得階層別に見ると、配当や株式等譲渡所得は高額所得階層(合計所得1億円以上)に多く帰属している。これに対し、給与所得は低・中所得階層(同1億円以下)が中心であり、高額所得階層では少ない。2013年にアベノミクス効果で株価が上昇し、高額所得階層において、株式等譲渡所得が大幅に増加した。しかし2013年まで、株式等譲渡所得には10%源泉課税が選択可能であった。このため、高額所得階層における所得税の実効税率は著しく低下した。中間所得階層では、所得が給与所得中心であるため、実効税率は30%に近づく。しかし、高額所得階層では、所得が資産性所得中心であるため、10%源泉課税の影響から、実効税率が大幅に低下してしまう。

2013年現在、課税前と課税後のいずれでも、ジニ係数は1999年以降で最悪となっている。アベノミクス効果で株価は上昇したが、所得税は高額所得階層で緩和されてきたため、その影響と見られる。

2 日本型財政金融政策の特徴

(1) 高度成長期の財政金融政策(1950年代～1970年代前半)

高度成長期の財政金融政策の特徴は、以下の諸点にまとめられよう。

第一に、1ドル＝360円の固定相場制である。¹⁾ 対外的な為替レートを相対的には割安な水準に固定して、輸出が促進された。この固定相場制においては、国際収支の天井がしばしば課題となった。景気が拡大し、輸出とならび、輸入が拡大すると、経常収支赤字となり、外貨準備が制約されたからである。したがって景気引締め策が財政金融政策としてとられた。この時期には、為替が規制されており、民間資本移動でファイナンスされないため、外貨準備で決済される必要があったため、である。しかし、外貨準備に制約されるまで、高度成長のなかで輸入が拡大した。

第二に、高い予想経済成長率を想定した、増加率の高い予算(歳出)編成である。すなわち予算編成にあたり、高い経済成長率を想定し、この成長率以上の増加率をもって予算を編成する。この政府支出が民間投資刺激的に編成されていた。政府支出と民間投資が牽引し、後述する日銀信用と民間銀行のオーバーローンで資金を供給し、高い経済成長が事後的にも達成された。

第三に、税の自然増収、ならびに民間投資刺激的な租税特別措置を持つ租税構造である。まず高い経済成長によって、自然増収が潤沢であった。事後的に高い経済成長率が達成され、インフレによる税の自然増収が豊富であった。また予算編成で赤字が見込まれても、税の自然増収によって、事後的には均衡財政が達成された。税収の所得弾性値が高い(1以上)租税構造であった。所得税・法人税の税収構成比は1960年代には62%まで上昇した。しかし、高

度成長期を通じ、租税負担率(国税・地方税合計の対国民所得率)はほぼ18～20%で比較的安定した水準であった。税の自然増収が豊富であったから、毎年、所得税中心に減税措置がとられた。²⁾ 所得税減税は諸控除引上げによるが多かった。シャープ税制で所得税の対象範囲が拡大されたことへの反作用という面もあった。税制面から設備投資等の誘因として、税法の本則外で、租税特別措置が認められた。租税特別措置は貯蓄の奨励、内部留保の充実、技術振興と設備近代化、産業の助成、その他を政策目標としていた。³⁾

第四に、租税構造を補完する、財政投融資資金であり、財政投融資は広義の政府債務であった。⁴⁾ 政府投資の対GDP比率は、1960年代後半に10%前後であり、海外諸国と比較しても突出していた。この政府投資は、税収による一般会計からの支出のみならず、郵貯や簡保、年金など広義の政府債務によりファイナンスされた財政投融資に起因していた。以下で述べるように、高度成長期に1964年度まで一般会計から長期国債は発行されなかったが、広義の政府債務である国家信用として資金調達され、財政投融資として補完した。⁵⁾ 財政投融資は輸出や設備投資を促進するために活用された。

第五に、1965年度以降の国債発行である。まず1964年度までの期間、国債不発行主義と云われるものの、一般会計の長期国債が発行されなかったのであり、一般会計の短期国債、公社・公団などの政府保証債等は発行されていた。公社・公団・公庫等債券は収益事業公債と考えられる。収益事業公債では受益者が明確である。他方で、元利償還は公共料金から支払われ、租税負担の問題はない、と考えられる。ただし収益的公営事業の性格が問題となる。収益事業が公共的範囲を超え、なおかつ財源が収益的的事业公債によるならば、本来、緊急度の高い公共需

1) 林栄夫、『財政金融』、1972年、筑摩書房、p7

2) 石弘光、『現代税制改革史』、東洋経済新報社、2008年、p193

3) 同〔2008〕、p182

4) 林〔1972〕、p10

5) 国家信用に関しては、岩波一寛、「公信用」、『現代財政学体系I』、有斐閣、1974年、p145

要に配分される資源が制限され、資源配分の問題を惹き起す。⁶⁾

1965年度に一般会計の長期国債発行が開始され、初年度は赤字(特例)国債として発行された。⁷⁾ 一般会計における普通公債をめぐる負担問題として、受益者が明確ではないことがある。したがって元利払いの租税負担者と公債保有者の負担帰属、すなわち所得再分配問題を惹き起す。また1965年度発行の赤字国債は、当初、現金償還が明示され、借換償還はできないこととされた。

1965年度において、すでに借換国債の規定は存在した。借換国債は財政法第四条と関係なく、国債整理基金特別会計法第五条で発行が認められていた。⁸⁾ 国債整理基金特別会計は明治39年3月制定で、同法の第五条が借換債発行を規定していた。⁹⁾

もともと昭和7年(1932年)まで、国債整理基金特別会計法第二条第一項により、「前年度首の一般会計国債総額の1.16%を、一般会計から同特別会計へ繰り入れ」と規定されていた。しかし、昭和7年の満州事変後、赤字国債が増発され、「国債償還資金の繰入一部停止に関する法律」により、1.16%の3分の1へ引き下げられ、戦後まで維持されていた。同時に、戦後、財政法六条により、一般会計剰余金の2分の1を国債整理基金特別会計に繰り入れることとされた。¹⁰⁾ さらに1967年度に、1.16%の3分の1という規定が変更され、「前年度期首の国債残高の1.6%分を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる」という規定となった。¹¹⁾

第六に、政府需要と民間投資に対し、日銀信用と民間銀行のオーバーローンにより、金融面から資金が供給された。日銀と民間銀行のオーバーローンは、裏を返せば、企業のオーバー

ロウイングであり、企業は銀行借入により設備投資を拡大した。大企業と都市銀行の結びつきは強く、融資を通じて、メインバンク関係が形成された。都市銀行は系列関係を背景として、集中融資した。¹²⁾

(2) 低成長期の財政金融政策(1970年代後半以降)

オイルショックを契機として、高度成長の行き詰まりが、1970年代半ば以降、発生した。契機はオイルショックにせよ、高度成長による設備投資の生産力化と供給力の累増が露呈した。民間設備投資誘発率が低下し、総需要増加率が低下し、所得と税収の増加率が低下した。税の自然増収が逡減し、1965年度から一般会計赤字となった。¹³⁾

低成長期の財政金融政策の特質は、第一に、輸出の増加、その後の円高不況による輸出伸び悩みと、内需転換への圧力であった。変動相場制へ1970年代前半に移行し、円の為替レートは上昇した。同時に、為替規制の緩和が進んだため、外貨準備制約から解放され、経常収支の黒字は民間資本移動によりファイナンスされた。民間貯蓄は超過しており、資本輸出により、マクロ的不均衡は調整されることとなった。また経常収支黒字の拡大は、アメリカの内需拡大圧力となり、1990年代後半から、財政支出拡大で公共事業が増加した。

第二に、低成長移行後も、予想成長率を超える、増加率の高い予算(歳出)編成が継続したことである。図表1が示すように、日本の一般会計歳出額は低成長移行後も、ほぼ一貫して拡大してきた。すでに述べたように、アメリカからの内需拡大圧力もあり、1990年代において、政府投資は増加した。さらに2000年以降には、

6) 林栄夫、『財政論』、筑摩書房、1968年、p296

7) 『昭和財政史 昭和27～48年度 7 国債』、1997年、東洋経済新報社、p342

8) 鈴木武雄、『日本公債論』、金融財政事情、1965年、P28

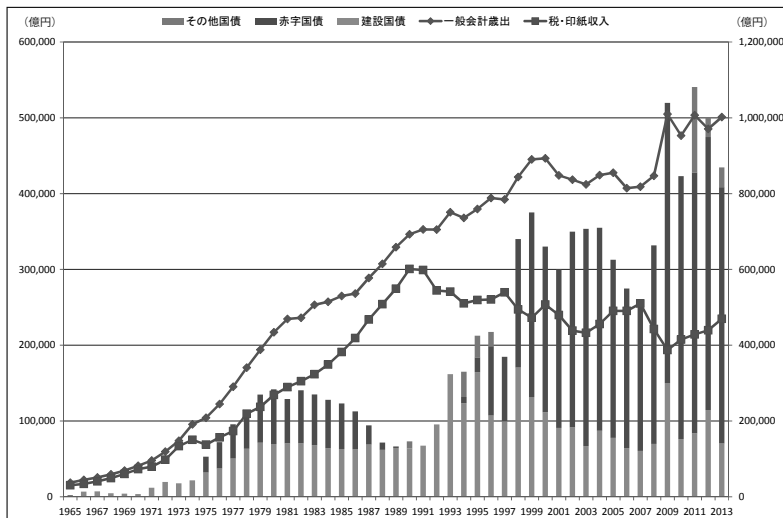
9) 中島将隆、『日本の国債管理政策』、東洋経済新報社、1977年、p182

10) 鈴木武雄、『現代日本財政史』、東大出版会、1950年、p170

11) 鈴木武雄、『日本公債論』、金融財政事情、1965年、P51

12) 川口弘、『日本の金融』、日本評論社、1966年、p77

13) 林栄夫[1972]、p18



(出所) 参議院予算委員会調査室『財政関係資料集』各年版から作成
 (注) 国債は左目盛、一般会計と税収は右目盛。

図表1 日本財政の主要指標

社会保障関係費が増加した。しかし、日本の政治体質もあり、歳出削減には踏み込めないまま、今日に至っている。

第三に、租税特別措置などが温存された租税構造が継続したことである。図表1も示すように、税収は1970年代後半から1990年前後までは、増加が継続した。高度成長期に見られた税の自然増収メカニズムが弱まったにせよ、継続していたと見られる。1970年代後半から1980年代前半にかけて、消費者物価上昇率は低下したとはいえ、5%前後であったから、名目的インフレによる税の自然増収が発生していたと考えられる。このメカニズムは80年代半ばに弱まったものの、80年代後半から、プラザ合意と円高に伴う地価・株価の上昇(いわゆるバブル)で、復活したのであった。しかし、バブル崩壊以降、資産価格と消費者物価はいずれも低迷し、税の自然増収メカニズムは崩壊した。図表1も示すように、1990年以降、税収はほぼ一貫して減少、もしくは低迷してきた。長期化したデフレで税収が減少し、予算編成よりも事後的には赤字が拡大した。所得税・法

人税合計で税収の50%程度(2009年度)へ低下した。

高度成長期以降、租税特別措置は転換されつつあった。しかし、高度成長期の惰性で、所得税軽減の減税要求が強まった。特に人的控除引上げで、給与所得控除等が拡大された。¹⁴⁾ 結局、所得税について本格的な増税ができないまま、今日に至った。法人税についても、各種の租税特別措置は存続し、減税が繰り返されてきた。こうした状況から、消費税が導入されることとなった。

第四に、財政投融资の改革と縮小である。高度成長期に、郵貯・簡保・年金などで調達された国民の貯蓄は、財政投融资を經由して、公共事業や、企業の設備投資資金、あるいは輸出金融として貸出されてきた。¹⁵⁾ しかし1990年代以降、法人部門は資金余剰部門となり、とりわけ大企業は自己金融化を強め、また多国籍化した。こうした変化のなかで、高度成長型の財政投融资は改革され、郵貯・簡保・年金は自主運用となった。とはいえ、郵貯・簡保・年金は運用規制が課されており、結果として国債の保有

14) 石[2008]、p360～362

15) 龍昇吉、『現代日本の財政投融资』、東洋経済新報社、1988年、p23

額が急増した。

第五に、財政法第4条による建設国債の発行が開始され、さらに赤字国債の発行が恒常化したことである。1965年度には赤字国債が発行されたが、1966年度からは建設国債が中心となり発行された。建設国債は生産的公債であり、本来は自償性を持つ。しかし、実際には、公共事業からの収入等により減償されておらず、自償性を有していない。また建設国債は、公共投資支出により、乗数効果を持つ面もあったが、乗数効果は徐々に低下したものと見られる。

赤字（特例）国債の発行恒常化は1975年度以降であった。建設国債に加え、赤字国債が発行されたが、個人貯蓄率が高く、財政赤字は深刻化しなかった。¹⁶⁾赤字国債により調達された資金は、2000年以降、主として社会保障費等の移転的経費に支出されており、自償性や乗数効果はない。1975年度に、大平蔵相は、赤字国債が現金償還されるとした。しかし、償還がつかづいた1984年、財政制度審議会は赤字国債について、借換償還と60年償還ルールの適用を答申した。さらに1994年、赤字国債＝減税特例国債の発行が再開され、1996年～1998年に所得税減税が実施された。小渕（1998年～）、森（2000年～）内閣での大幅な国債発行となっていくた。¹⁷⁾

第六に、特別会計の肥大化である。国債償還の60年ルールは、借換国債の発行が国債整理基金特別会計によることと、表裏一体である。借換国債の発行が一般会計ではなく、国債整理基金特別会計に移管されることで、一般会計による国債発行額は圧縮され、問題が見えにくくなっている。さらに60年ルールが赤字国債を含めて適用されることで、一般会計による元本償還費（国債整理基金特別会計へ繰り入れ）は極めて小さくされている。1000兆円を越す国債残高にかかわらず、一般会計の国債費が抑制されてきた主因は、国債整理基金特別会計と

60年ルールであろう。さらに外国為替資金特別会計も大きい。外国為替資金特別会計は為替平衡操作の特別会計であるが、過去の円高介入（ドル買い）のストックで、保有する米国債は膨大であるが、評価損も発生させてきた。最近の問題は、外国為替資金証券の発行を通じて、一般会計繰り入れが増加していることである。

第七に、日銀による国債買い切りオペ額急増、日銀ならびに民間銀行による国債保有急増である。1999年に日銀はゼロ金利政策を開始し、その後量的緩和政策となったが、主要な政策手段が国債の買い切りオペであったことに変わりはない。1999年以降、日銀は国債買い切りオペで、国債保有額を増加させてきた。1990年代以降、法人の資金余剰と大企業の自己金融化が強まり、日銀と民間銀行がオーバーローンで法人に資金供給する図式は変わった。このため、メインバンクの弱体化が進み、銀行の対企業影響力は低下した面もあるが、銀行の企業への関与が終焉したわけではない。企業は、危機管理対策としても、銀行との関係を維持している。トヨタ自動車の有利子負債残高は19兆6671億円（2015年6月末現在）あり、前年比で3兆円以上増加している。自動車ローン関係で連結子会社の負債残高が増加している。

3 所得税の税率と人的諸控除

以上で見たように、高度成長期には、インフレに伴う税の自然増収があり、所得税が中心となって潤沢な増収があった。また設備投資を促進するために、法人税を中心に租税特別措置がとられた。この時期には、租税負担率は20%程度で推移したが、高度成長による国民所得の増加と、税の自然増収の結果であった。1970年代後半以降、低成長に移行したが、歳出の膨張が継続し、国債発行が恒常化し、本格的な増税に踏み込まないまま経過した。したがって、租税構造は高度成長期の骨格が温存されたま

16) 石〔2008〕、p343

17) 中島将隆、「なぜ赤字国債の無制限発行が可能になったか」、『証券経済研究』、第81号、2013年3月、pp17～35

図表2 所得税税率

(%)

	1989～1994	1995～1998	1999～2006	2007～2014	2015
～195万円				5	5
195万円～				10	10
～300万円	10				
300万円～	20				
～330万円		10	10		
330万円～		20	20	20	20
600万円～	30				
695万円～				23	23
900万円～		30	30	33	33
1000万円～	40				
1800万円～		40	37	40	40
2000万円～	50				
3000万円～		50			
4000万円～					45

(出所) 参議院予算委員会『財政関係資料集』

(注) 1 1999年から20%定率減税。2006年は10%。

2 2007年から定率減税廃止

3 2013年から復興特別所得税が付加

ま、今日に至っている。消費税の導入と増税はあったものの、所得税・法人税には本格的な改革がないままとなっている。法人税には租税特別措置が継続しているし、所得税にも各種の人的控除が認められ、さらに拡充されてきた。

まず、最近の所得税税収(決算)を確認すると、2002年度が14兆8122億円であったが、2013年度までで、15兆円を超えることは2005年度、2007年度、2013年度の3年度のみであった。むしろ2009年度から2010年度には、12兆9000億円台の税収へ落ち込んだ。また予算と決算の所得税税収を比較すると、2002年度から2013年度の期間で、5年度において、決算が予算を下回った。すなわち、当初予算で見積もられた所得税税収は未達であり、税収は低迷したと言えよう。

なぜ、所得税税収は低迷してきたのか? 図表2は所得税の限界税率である。図表2にはないが、1983年度に所得税の最高税率は75%であり、年所得8000万円以上でこの最高税率が適用された。しかし1984年度に年所得8000万円以上で70%、1987年度に同じく5000万円以上で60%と最高税率は引き下げられた。1980年代に入り、ケインズ主義への批判が強

まり、新自由主義が強まったこともあり、高い最高税率が勤労意欲を妨げるものとされ、引き下げられた。図表2にあるように、1989年度には年所得2000万円で最高税率50%といった水準まで引き下げられた。さらに1995年には50%の適用所得が、2000万円から3000万円まで引き上げられ、実質的に引き下げとなった。1999年度からは最高税率が37%へ引き下げられ、年所得1800万円からに適用された。しかし、2013年度以降、景気が上向いたことに加え、格差問題が深刻化したこともあり、2015年度から最高税率は45%に引き上げられ、年所得4000万円以上に適用となった。2015年度から最高税率は引き上げられたが、1990年代以降、基本トレンドは最高税率の引き下げであった。他方、中間的な所得に対する税率は、引下げられていない。例えば、1989年度に年所得500万円では、限界税率20%であったが、2015年度に至るまで、20%の税率が継続されている。

所得税の税率は、法人税の税率と深く関連している。第一に、法人擬制説の観点からは、法人段階の課税は株主である個人において調整される必要があるからである。¹⁸⁾ 配当はもちろんであるが、内部留保についても調整が必要と

図表3 所得税・個人住民税課税最低限（給与所得者）・主要控除

(1,000円)

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
所得税課税最低限	3,842	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250	2,616	2,616	2,616	2,616
個人住民税課税最低限	3,250	3,250	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,150	2,150	2,150
基礎控除		380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380
配偶者控除		380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380
扶養控除（16～18歳）		630	630	630	630	630	630	630	630	630	380	380	380	380
給与所得控除（660万円）		1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860

(出所) 図表2に同じ。

(注) 夫婦子2人の場合。子供は中学生と大学生。

なる。しかし、個人株主の所得は多様であり、本来は内部留保（法人擬制説では個人株主に帰属する）についても多様な税率で課税しなければならない。とはいえ、実際には法人税税率は基本税率（資本金1億円以上）と軽減税率（同1億円以下）の単一税率である。したがって、法人段階での内部留保課税を調整してはいない。法人擬制説からは内部留保課税に問題が残るが、現実の大企業はますます内部留保を増やしており、ここに法人擬制説の限界がある。第二に、法人成りの問題があるからである。¹⁹⁾ 法人成りは、個人所得税の高税率を、個人事業者が回避するために、法人となって低い法人税率の恩恵にあずかるものである。また報酬の分散化により、個人所得税も低下する。

1999年度から2011年度まで、法人税の基本税率は30%であった。また軽減税率は1999年度から2008年度までは22%、2009年度以降は18%であった。個人所得税は年所得330万円以上（1995年度以降）で税率20%に達してしまう。このため個人事業者（青色申告等）は、所得が330万円を超過する場合、法人形態をとって軽減税率18%の適用を受けるほうが有利となる。親族を役員として、報酬を支払うことで、報酬は法人（同族会社）の損金処理となるので、法人の課税所得は圧縮される。また個人所得税も報酬の分散化により低下する。本来、個人所得税の税率と法人税の税率はバランスが必要だが、現行の税制がこうした問題に対応している

とは言い難い。

次に、所得税の課税最低限を見ることで、低所得層への課税を検討する。図表3は、個人所得税と個人住民税の課税最低限、ならびに主要な人的控除を示している。まず所得税の課税最低限であるが、2001年度には夫婦子2人で384万円であったが、2002年度には325万円に低下した。配偶者特別控除等の廃止に起因する。図表3が示すように、夫婦子2人（中学生と大学生）の場合、基礎控除38万円、配偶者控除38万円、扶養控除63万円、給与所得控除186万円の控除を合計すると325万円となる。2011年度に、民主党政権で、こども手当が開始され、その財源として、扶養控除が圧縮された。2011年度から中学生は扶養控除の対象ではなくなり、大学生も18歳ならば38万円となった。

配偶者控除は妻が専業主婦である場合に、夫の課税にあたり一定額を控除する制度である。しかし、妻も仕事を持つ場合、夫の配偶者控除は認められない。このため、女性の社会進出を妨げる制度との議論があった。しかし、他方で専業主婦の家内労働を認めたもの、という議論もあった。安倍政権が女性の社会進出を重視し、所得税の人的控除を縮小することもあり、配偶者控除は廃止または縮小されつつある。

給与所得控除は、給与所得における費用性を認めたものとされてきた。事業所得の場合には、申告で損金を計上できる。しかし、源泉徴収が中心の給与所得では、申告による損金は計上さ

18) 林栄夫、『戦後日本の租税構造』、有斐閣、1985年、p216

19) 林[1985]、p108

図表4 租税特別措置による減収(億円)

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
所得税								
住宅借入金の特別控除	8,150	8,240	8,560	8,057	7,593	7,577	6,890	6,480
確定申告しない配当	2,920	3,360	3,200	2,404	2,553	3,341	3,110	4,300
公的年金等控除	1,550	1,530	1,710	1,707	1,736	1,681	1,610	1,670
所得税(小計)	14,910	15,400	15,820	14,217	13,878	14,598	13,680	15,350
法人税								
試験研究控除	6,060	6,510	2,540	2,358	3,044	3,952	6,240	—
設備投資の促進						1,656	3,522	—
中小企業の控除等	2,300	2,560	2,500	1,288	1,322	1,858	2,007	—
法人税(小計)	10,300	10,600	8,070	6,483	9,420	10,003	14,805	—
その他								
ナフサ	38,750	37,890	35,940	36,967	35,552	35,773	35,370	34,160
その他(小計)	26,530	25,720	27,320	29,178	27,859	27,814	27,540	27,130
合計	51,740	51,720	51,210	49,878	51,157	52,415	56,025	—

(出所) 図表1に同じ。

(注) —は未発表。

れにくい。そこで給与所得では、一定額の損金を控除として認めてきた。給与収入が660万円までの場合、20% +54万円ということで、186万円が控除されてきた。しかし、この控除が高すぎるという指摘がある。²⁰⁾ また社会保険料控除は所得階層とは関係なく、全額が控除されている。後述のように、年金は支給時点で、ほとんど課税されていないため、検討が必要である。

人的諸控除は定額控除である。所得階層とは関係なく、一定の金額で所得から控除されている。したがって低所得層では、その恩恵が大きくなるが、高所得層では恩恵は相対的に小さくなる。人的諸控除の本来的特質から見て、その縮小や廃止は低所得層への課税強化となる。

これらの人的控除とならび、個人所得税にも租税特別措置が存在してきた。租税特別措置は、政策的な観点から、税法以外の租税特別措置法に基づく減税措置である。主要な租税特別措置による減収額を図表4が示している。法人税の場合、研究開発(試験研究)控除が最大であり、6,240億円(2013年度、以下同じ)に達している。自動車、化学関連の企業で控除額が大きくなっている。このほか、法人税では設備投資等の促進で3,522億円、中小企業の活性化で2,007

億円等となっている。同時に、個人所得税にも租税特別措置があり、最大の措置は住宅借入金の特別控除であり、2014年度で6,480億円の減収となっている。2007年度から2010年度にかけては、8,000億円台の減収となっており、大きな措置であった。ただし、この措置の恩恵はローン債務者よりも、銀行が受けている可能性が高い。1990年代から、日本の銀行はリテール(個人、中小企業等の分野)を重視することとなり、対個人では住宅ローンが重要な構成要素となっている。個人所得税の住宅借入金控除は、所得税の還付金効果等で、銀行にとって貸出増加の重要な利点となっている。他方、確定申告しない配当とは、本来、個人が配当を受け取った場合、2014年度より原則として確定申告で総合課税されるが、申告分離課税20%、もしくは源泉徴収課税20%という選択もある。高所得者であれば、申告すれば2014年度の場合でも最高税率40%で課税される。このため通常、多くの高所得者は、受取配当を申告せず、源泉徴収課税20%(2013年までは10%)で済ませている。この確定申告しない配当という措置で、4,300億円の減収となっている。この措置も、配当を受ける個人株主と同様に、証券会社の営業にとり重要な利点となっている。証券会

社にとって、個人投資家の多くがインターネット経由となり、また機関投資家を含む法人投資家も競争が激しく、手数料率は低下してきた。しかし個人の資産家との対面営業は、将来も含み、収益性が高い分野である。この個人資産家との営業において、配当が源泉課税で済むことは重要な意義を有している。こうして見てみると、住宅借入金の控除は銀行業界の利害を反映し、確定申告しない配当は証券業界の利害を反映し、両者のバランスをとっていることがわかる。高度成長期に、法人税の租税特別措置は各業界の利害を反映し、そのバランスをとったものと指摘されている。²¹⁾ 今日でも、形態は変化しつつも、業界利害を反映した租税特別措置は継続しており、個人所得税も含まれている。

高所得階層における最高限界税率は引き下げられてきた。しかし中間層への税率は20%で維持されてきた。さらに課税最低限は引き下げられてきた。このため、大枠においては、高所得階層へは減税されたが、低・中所得階層への課税は強化されてきた。一方で、人的控除や租税特別措置は残存しており、高度成長型の税制が継続している。

4 所得税と源泉徴収課税

日本の所得税は源泉課税と申告課税から成るが、現実には源泉課税が中心となっている。そもそも歴史的には、所得税は申告課税が中心であった。第二次世界大戦前には、所得課税は高額所得階層に限定されていたこともあり、申告課税が中心であった。しかし第二次世界大戦を契機として、著しく課税方法は変化した。戦時財政への移行とその資金調達、名目的な賃金上昇や課税最低限の引き下げを背景として、所得税の納税者人口を急増させた。その過程で、納税者における給与所得者の増加が著しかった。戦前には資産性所得が所得課税において中心であったが、戦争を契機として勤労所得中心の所得課税に変化した。

この変化は納税方法の変化も随伴し、申告課税から源泉課税に変化した。源泉徴収課税は課税当局にとって、大きな利点がある。源泉徴収課税では徴税コストが低いからである。²²⁾ 申告課税では、納税者の申告書類をチェックすることが基本的に必要となり、人件費を含み徴税コストが増加しやすい。しかし、源泉徴収課税では、企業の人事部や経理部などが徴税を代行するので、課税当局にとって徴税コストは極めて低下する。しかも所得の発生時点での課税であるので、課税漏れが最小化される。源泉徴収課税は給与所得中心の所得課税において、極めて効率的な課税方法なのである。

しかし、このことは財政民主主義の観点からは、大きな問題をはらんでいる。納税者による税収と歳出に対する関心を低下させ、納税に対する消極性と重税感だけをもちやすい。申告納税であれば、納税者としての自覚をもち、納める税金の使途にも関心を持ちやすい。結果として、納税者は議会と政治動向にも注視しやすい。しかし、源泉徴収課税では、納税が受け身となり、納税を通じた歳出の監視と政治参加も形骸化しやすい。

租税の本質をめぐっては、財政学での学説として、租税応益説と租税応能説が有力であった。古典派が唱えた応益説では、租税は財政支出から受ける利益に対して支払うという位置づけであった。古典派は安価な政府を支持しており、小さな政府であれば、一般財源であっても、税収と政府歳出により利益との関係が理解しやすかった面もあろう。その後、戦争により財政規模は膨張した。所得課税では累進課税が導入され、ドイツ財政学により租税応能説が提唱された。財政支出の拡大により、一般財源としての税収と政府支出の関係は理解しにくくなり、国民は税を義務としてしか認識しなくなった。ここに源泉徴収課税が加わり、納税者たる国民は、ますます税を義務と感じる。しかし、本来、税は政府支出による利益に対する対価という面が

21) 林[1985]、p353

22) 代田 純、『現代イギリス財政論』、勁草書房、1999年、p80

図表5 所得税税額構成

源泉徴収税額

(100万円)

	利子	配当	株式譲渡	給与	退職	報酬等	非居住者	合計
2007	632,489	2,445,815	210,356	9,870,157	268,510	1,195,908	394,846	15,018,081
2008	819,520	2,044,204	49,652	9,727,330	260,635	1,170,087	360,578	14,432,008
2009	661,963	1,584,196	50,449	8,626,931	261,987	1,149,864	257,249	12,592,639
2010	548,231	1,641,050	46,817	8,501,306	229,569	1,150,780	285,492	12,403,245
2011	467,925	1,670,059	38,895	9,006,411	228,655	1,151,126	284,675	12,847,745
2012	431,845	1,827,282	43,371	8,980,062	242,755	1,154,831	262,869	12,943,014

申告税額

(還付控除後)

	事業	不動産	給与	雑所得	その他	合計
2008	275,870	703,870	128,429	-91,739	664,509	1,680,939
2009	237,504	674,351	41,451	-103,707	445,104	1,294,703
2010	243,392	641,429	36,077	-110,912	475,017	1,285,003
2011	274,661	622,714	-6,550	-121,783	544,915	1,313,957
2012	298,370	622,140	7,960	-131,267	627,475	1,424,678

(出所) 国税庁統計年報 2012 年度から作成。

あり、申告納税により納税者たる国民に政治参加を促す手段である。

図表5は、現在の日本における所得税税額を、源泉課税分と申告課税分について分けてみたものである。まず、源泉課税による税額合計は2007年度に15兆円以上あり、2009年度以降減少したものの、2012年度現在でも約13兆円ある。これに対し、申告課税分は2008年度に1兆6,809億円であり、2012年度には1兆4,247億円まで減少している。すなわち現在の日本における所得税額は圧倒的に源泉徴収課税が中心となっている。

ついで源泉課税分の税額について、所得構成を見ると、給与所得が約8～9兆円であり、源泉徴収税額合計約12～15兆円の大きなシェアを占めている。したがって、現在の所得課税は、給与所得に対する源泉課税が中心となっている。このことは、いわゆるサラリーマンの重税感を醸成する背景となるし、またサラリーマンの給与額が増加しなければ所得税の税収も伸びないことも意味している。

給与所得以外での源泉課税での所得構成としては、配当所得が次いでいる。配当による税額は、2007年度に2兆4,458億円あったが、2012年度にかけて1兆8,273億円まで減少した。この間、配当課税のあり方は、基本的に10%の

源泉課税であった。もちろん、2008年までは、「総合課税または10%源泉課税」であった。また2009年以降も、「申告分離10%または源泉10%課税」であった。しかし実態的には高所得層を中心に、源泉課税10%が選択されたと見られる。したがって配当課税の税額減少は、課税の変化に起因するよりも、配当額の減少に起因するものと見られる。

ついで申告による税額の内訳を見ると、2012年度の場合、不動産が6,221億円、その他が6,274億円となっており、この2種で合計額のほとんどを占めている。逆に、雑所得ではマイナス、すなわち還付超過となっている。

図表6は、源泉課税において、各種の粗所得と税額から、実効税率を算出したものである。これによると、最も実効税率が低いものは公的年金であり、2011年度から2013年度にかけて、いずれも0.8%台の税率であり、ほとんど課税されていないことがわかる。しかも、公的年金の支払い額(粗所得額)は約47兆円から49兆円と極めて大きな金額となっている。問題は、公的年金については、拠出局面でも、現役世代の社会保険料控除として非課税となっており、拠出と支払の両面で課税されていないことである。低所得の年金生活者には非課税が望ましいが、高所得者の公的年金にも非課税に近い状態

図表6 所得税 源泉徴収課税の実態

(100万円、%)

23年		24年		25年	
利子支払額	16,122,429	利子支払額	15,694,066	利子支払額	17,017,411
税額	467,925	税額	431,845	税額	439,088
実効税率	2.90%	実効税率	2.75%	実効税率	2.58%
配当支払額	14,173,671	配当支払額	15,127,873	配当支払額	22,601,660
税額	1,670,059	税額	1,827,282	税額	2,576,926
実効税率	11.78%	実効税率	12.08%	実効税率	11.40%
株式譲渡所得	563,563	株式譲渡所得	631,325	株式譲渡所得	7,279,479
税額	38,895	税額	43,371	税額	516,579
実効税率	6.90%	実効税率	6.87%	実効税率	7.10%
公的年金	48,957,079	公的年金	48,301,337	公的年金	47,340,011
税額	416,090	税額	403,364	税額	411,665
実効税率	0.85%	実効税率	0.83%	実効税率	0.87%
非居住者	3,696,062	非居住者	3,500,508	非居住者	4,282,911
税額	284,675	税額	262,869	税額	332,231
実効税率	7.70%	実効税率	7.51%	実効税率	7.76%
給与所得	246,605,641	給与所得	249,366,127	給与所得	254,333,220
税額	9,006,411	税額	8,980,062	税額	9,352,973
実効税率	3.65%	実効税率	3.60%	実効税率	3.68%

(出所) 国税庁統計年報各年版

であり、年金課税の再考が必要である。

次いで源泉課税で大きな所得種類は配当であり、2011年度には14兆円台であったが、2013年度の場合約22兆円を超えている。アベノミクスによる輸出産業の業績回復に伴い、大企業の配当支払い額が2013年度から大幅に増加した。しかし、そもそも約4兆円が非課税（租税特別措置法第9条）とされているうえ、約9兆円が特例税率での源泉課税であった。2013年までは、特例措置として、源泉徴収10%か、申告分離10%の選択が可能であった。これらの要因により、配当への源泉での実効税率は11～12%となっている。

利子は2013年度に約17兆円台まで増加している。超低金利が継続しているが、個人、法人ともに銀行預金が増加しており、そのために利子支払額が増加していると見られる。利子については、源泉分離課税20%となっているが、実際には2%程度の実効税率となっており、大幅に乖離している。支払利子額は約17兆円であるが、そもそも約13兆円が非課税となっているためである。このうち最大要因は、公債からの利子であり、租税特別措置法第8条により、

金融機関が受け取る利子についての源泉非課税によるものと見られる。

株式譲渡所得は2011年度には5,636億円であったが、2013年度には7兆2,795億円まで急増した。アベノミクスによる株価上昇で、キャピタルゲインが大幅に増加した。しかし2013年度までは、特定口座において10%の源泉徴収で済んでいた。しかし実際には、株式譲渡所得への実効税率は7%前後で推移しており、10%を下回っている。このように年金、配当、利子、株式譲渡所得への実効税率はいずれも名目税率を下回っていた。

以上を小括すると、源泉徴収課税は課税当局にとり効率的な課税方法であるが、我が国の所得税は給与所得に対する源泉徴収課税が中心となっている。源泉課税において、所得種類別に実効税率を見ると、公的年金が最も低いが、利子や配当についても租税特別措置によって、大きく低下していた。

問題はこれらの所得種類間で、所得階層間での発生状況が大いに異なることである。配当と株式譲渡所得は高所得階層が中心であり、年金は異なっている。次にこの問題を検討する。

図表7 所得階層別の所得と配当、株式譲渡所得

	合計所得		配当所得		株式等譲渡所得		給与所得	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	人	100万円	人	100万円	人	100万円	人	100万円
70万円以下	183,582	98,968	1,706	396	2,970	2,083	51,518	38,315
100万円〃	294,152	252,827	3,377	146	3,047	2,496	84,133	56,115
150万円〃	701,552	883,033	10,630	537	6,675	6,174	260,417	241,682
200万円〃	774,198	1,353,805	15,137	1,032	9,073	8,538	330,520	385,791
250万円〃	676,694	1,514,561	16,660	1,315	9,735	10,183	307,473	440,774
300万円〃	535,574	1,466,282	15,935	1,486	9,733	11,445	247,255	434,107
400万円〃	746,245	2,581,499	29,165	3,171	19,783	26,070	373,248	856,362
500万円〃	494,307	2,205,824	24,543	3,565	20,354	30,019	272,827	836,036
600万円〃	348,474	1,905,566	19,328	3,910	19,479	33,874	213,760	830,081
700万円〃	257,968	1,668,024	15,434	3,948	17,664	35,849	170,621	791,472
800万円〃	188,853	1,410,405	12,116	3,604	14,827	34,395	129,915	694,071
1,000万円〃	251,369	2,239,183	17,622	6,496	23,167	67,494	178,006	1,127,412
1,200万円〃	164,249	1,795,258	12,349	6,446	16,617	61,594	121,269	949,185
1,500万円〃	165,904	2,218,691	15,105	12,338	17,753	82,641	125,907	1,220,003
2,000万円〃	166,651	2,872,917	17,206	21,993	18,935	117,583	129,582	1,622,666
3,000万円〃	136,718	3,302,081	18,026	39,710	18,183	169,400	104,951	1,730,225
5,000万円〃	83,064	3,138,132	14,522	56,365	13,700	215,861	62,467	1,457,917
1億円〃	41,435	2,775,711	8,631	69,572	9,287	295,970	30,754	1,125,336
2億円〃	11,168	1,490,611	2,945	54,418	3,807	296,001	8,156	469,480
5億円〃	3,698	1,086,115	1,288	59,802	1,897	399,654	2,837	255,118
10億円〃	860	591,497	339	30,484	638	362,756	685	86,900
20億円〃	324	445,196	160	26,004	263	313,421	266	48,051
50億円〃	174	527,917	99	25,939	163	454,726	148	19,241
100億円〃	39	259,567	28	15,101	37	224,041	34	6,733
100億円超	18	504,502	13	25,559	17	472,655	17	3,065
計	6,227,270	38,588,172	272,364	473,338	257,804	3,734,925	3,206,766	15,726,137

(出所) 申告所得税 25年版 27年 2月発行

5 所得階層間での所得格差と所得税制

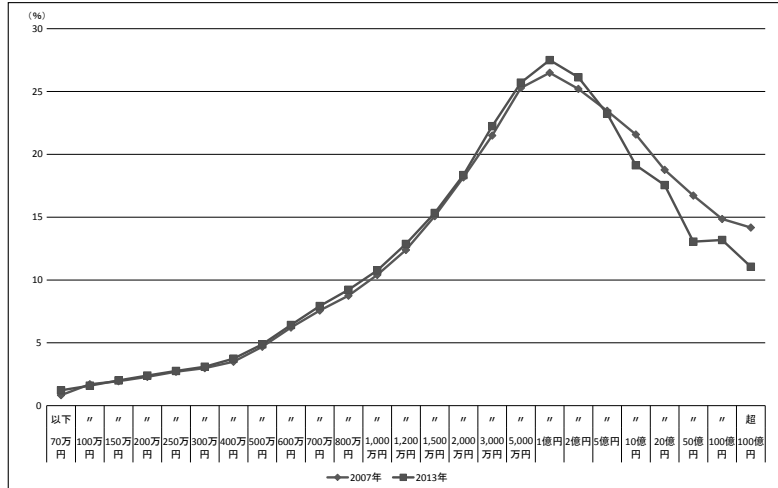
所得種類間での課税上の差異は、所得階層間での所得の発生状況や課税問題と極めて密接に関連している。所得の本来的な属性から見て、高額所得階層で集中して発生するものと、全所得階層で平均して発生するものがある。高額所得階層で集中して発生する所得種類としては、資産性所得、すなわち株式等譲渡所得や配当が代表的である。他方、給与所得は低・中所得階層で多くが発生し、最高所得階層ではむしろ少ないのである。

図表7は2013年度の所得階層別の合計所得、配当、株式等譲渡所得、給与所得の発生状況である。これは申告所得分だけであるが、日本では源泉課税分も含めた統計は存在していないため、このデータを使用する。まず合計所得の人員数(申告納税者数)であるが、2013年度

には622.7万人となっているが、2005年度には829.4万人であった。最も減少した年度は2011年度であり、607万人であった。2005年度からわずか6～8年間で200万人以上申告納税者数が減少していることは税収に大きな影響を与えていると見られる。納税者数の減少は、景気動向に起因する部分もあるが、団塊世代の退職に伴う現役勤労者の減少に起因する部分もあると見ることが自然であろう。合計所得額合計は2013年度には38兆5,882億円であったが、2005～2007年度には約43～44兆円あり、大幅に減少している。納税者数の減少も一因となって、合計所得額が減少し、結果として税額も減少したと見られる。なお、合計所得は配当、給与など各種所得を合計した所得で、各種の所得控除の控除前の粗所得である。

まず合計所得階層で見ると、1億円以上の合

図表8 所得階層別の実効税率



(出所) 申告所得税標本調査(平成25年分)から作成。

(注) 実効税率 = (源泉税額 + 申告税額) ÷ 合計所得

計所得人員合計は57,716人で全体の0.93%であるが、合計所得額合計は7兆6,811億円と全体の19.9%を占めている。給与所得は全体の合計額で2013年度に15兆7,261億円で、合計所得の40.8%にあたる。しかし給与所得の場合、1億円以上の人員数は4万2,897人で全体の1.3%であるが、1億円以上の給与所得合計は2兆139億円で全体の12.8%に過ぎない。1億円以上の階層で、給与所得は12.8%にとどまっております、合計所得と比べても、高所得層への集中は高いわけではない。

しかし配当や株式等譲渡所得の場合、高所得層への集中が著しい。まず配当であるが、1億円以上の人員数は13,503人と全体の4.96%であるが、この階層による配当所得の合計は3,069億円で、実に合計額4,733億円の64.8%にあたる。配当の場合、上位5%の人員により、所得の約65%が帰属している。合計所得で1億円以上の所得階層では、配当所得だけで、1人あたり2,273万円得ていることになる。一般の大衆投資家であれば、こうした配当所得を得ることはない。しかし、高所得階層では持株数も大きいと見られ、配当所得も大きい。一般に、個人の持ち株比率は低下しているが、高額所得層での配当は依然として大きい。

また株式等譲渡所得も同様である。譲渡所得の場合、合計所得1億円以上の人員数は16,109人であり、全体の6.2%であるが、この階層で2兆8,192億円帰属しており、これは譲渡所得合計3兆7,349億円の75.5%にもなっている。配当以上に高所得階層への集中が著しい。この階層では、1人あたり1億7,500万円もの譲渡所得が発生している。これはあくまで申告された譲渡所得であるから、2013年まで有効であった特定口座源泉徴収10%課税分は含まれていない。

以上で見たように、配当や株式等譲渡所得など資産性所得は高額所得層に集中する傾向にあるが、給与所得は必ずしもそうではない。また利子所得も個人の場合には低所得層を含み全ての所得階層で均等に発生する傾向にある。また公的年金等所得については、合計所得1億円以上の人員数は11,247人で、全体の0.6%にあたる。これに対し、公的年金等は156億円支払われており、合計の0.8%にあたる。公的年金等の場合、高額所得階層での支払いは多くはないが、そもそも合計所得1億円以上の高所得者に公的年金が平均で138万円支払われていることが検討課題であろう。

配当や株式等譲渡所得は高所得階層に集中す

図表9 高所得層の所得構成

	2013年						2007年					
	合計所得		配当所得		株式等譲渡所得		合計所得		配当所得		株式等譲渡所得	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	人	100万円	人	100万円	人	100万円	人	100万円	人	100万円	人	100万円
5,000万円以下	83,064	3,138,132	14,522	56,365	13,700	215,861	88,651	3,349,119	18,641	72,550	9,426	129,376
1億円 "	41,435	2,775,711	8,631	69,572	9,287	295,970	43,261	2,903,464	10,293	86,193	6,405	178,647
2億円 "	11,168	1,490,611	2,945	54,418	3,807	296,001	11,851	1,588,118	3,439	68,047	2,645	183,879
5億円 "	3,698	1,086,115	1,288	59,802	1,897	399,654	3,994	1,167,793	1,406	68,549	1,335	243,206
10億円 "	860	591,497	339	30,484	638	362,756	812	551,590	316	45,531	374	185,546
20億円 "	324	445,196	160	26,004	263	313,421	268	369,015	132	33,561	155	162,420
50億円 "	174	527,917	99	25,939	163	454,726	95	274,503	50	25,989	77	178,486
100億円 "	39	259,567	28	15,101	37	224,041	28	188,723	13	14,739	25	137,673
100億円超	18	504,502	13	25,559	17	472,655	9	296,346	8	12,624	8	282,896
合計	140,780	10,819,248	28,025	363,244	29,809	3,035,085	148,969	10,688,671	34,298	427,783	20,450	1,682,129

(出所) 図表8に同じ。

(注) 「5,000万円以下」は「3,000万円超5,000万円以下」である。

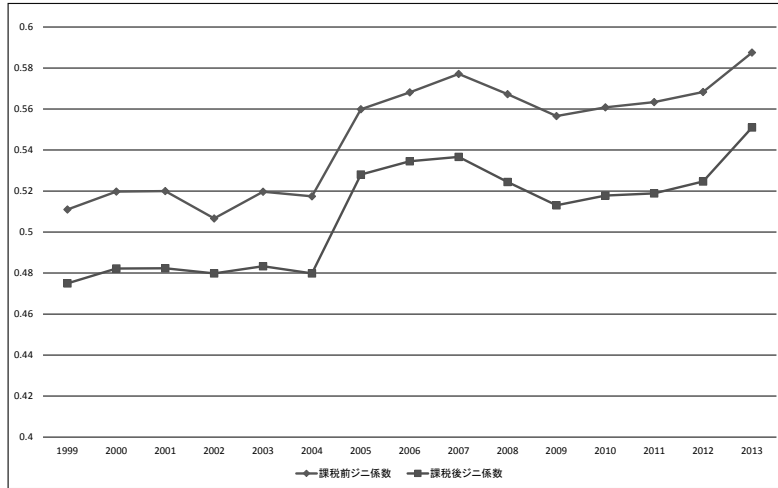
る傾向にあり、しかも2013年度までは配当と譲渡所得のいずれも10%の源泉徴収が選択可能であった。しかし図表2でも示したように、一般の所得税限界税率は1800万円以上で40% (2013年度)となっていた。このため、高額所得階層では実効税率が低下する可能性がある。図表8は源泉税額と申告税額の合計を分子として、合計所得を分母とした実効税率を、2007年と2013年について見たものである。図表8によると、2007年と2013年のいずれにおいても、最高税率は合計所得が5000万円～1億円の階層である。2007年には26.5%、2013年には27.5%に達している。しかし、1億円以上の階層においては、漸次的に実効税率は低下し、最高所得階層100億円超においては、2007年に14.2%、2013年に11%まで低下している。

2007年に比較し、2013年には高所得階層で実効税率の低下が見られる。100億円超の最高所得階層においては、2007年に実効税率が14.17%であったが、2013年には11%と3ポイント低下している。合計所得で10億円超から、税率低下が見られる。これは税制の制度変更に起因するものではなく、高額所得階層における所得構成に起因すると見られる。すなわち2007年に比べ、2013年に配当や株式等譲渡所得など10%源泉課税される所得の構成比が上昇したため、結果として全体の実効税率が低下したものと見られる。

図表9は、高所得階層の所得構成を2007年と2013年について示している。2007年における合計所得が10兆6,887億円、2013年における同所得が10兆8,192億円と変わらないことを、まず確認したい。また人員数合計が2007年に14万8,969人に対し、2013年に14万780人と変わらないどころか、むしろ減少している。2007年と2013年で大きく異なる点は、2007年に比べ、2013年に株式等譲渡所得が倍増したことである。2007年に株式等譲渡所得は合計で1兆6,821億円であったが、2013年には3兆351億円と急増している。図表8のほぼすべての所得階層で、株式等譲渡所得が増加しているが、とりわけ10億円以上でこの傾向が鮮明である。とりわけ50億円以上では、株式等譲渡所得は2007年における1,785億円から、2013年には4,547億円と急増している。高所得階層においては、合計所得のなかで、譲渡所得の構成比が上昇し、10%課税の部分が増加した。この結果として、2007年に比べ、2013年に高所得階層では実効税率の低下が発生したと見られる。アベノミクスによる株価上昇は、所得格差を拡大させ、税制による所得再分配も弱めた可能性が高い。この点を最後に検証する。

図表10は課税前と課税後でのジニ係数の推移である。確認までであるが、ジニ係数は所得の件数と所得額を、累積で合計し、その比例関係からの乖離度を示している。所得階層ごと

図表 10 課税前、課税後ジニ係数の推移



(出所) 図表 8 に同じ

(注) 年ベース

に、所得件数の累積合計と所得額の累積合計が正比例している場合、45度線に一致する。しかし、実際には高所得層に所得額が集中するため、45度線から乖離する。この乖離部分の面積が、全体(三角形)の面積に占める比率が、ジニ係数となる。したがって、ジニ係数が大きいほど、所得分布は不公平となる。原データは図表7の合計所得部分であるが、1999年には課税前ジニ係数が0.510994に対し、課税後ジニ係数が0.47497であった。2004年までは、概ね課税前ジニ係数は0.5～0.52の範囲内で推移した。また課税後のジニ係数も0.47～0.48で推移した。悪化が開始されたのは、2005年以降であり、2005年に課税前ジニ係数は0.559863となった。また課税後ジニ係数も0.528067と5ポイント程度悪化した。リーマンショック前で金融証券市場が安定し株価が上昇したこと、購入額1000万円まで譲渡益非課税といった証券税制の特例措置があったこと等が影響したものと見られる。²³⁾ 日経平均株価は2004年末の11,489円から、2005年末には16,111円まで上

昇した。

リーマンショック後も、課税前ジニ係数の水準は0.56前後で定着し、リーマンショック前の水準には回帰しなかった。ただ課税後ジニ係数は、2009年から2010年にかけて0.51台まで改善した。これは購入額1000万円まで譲渡益非課税といった特例の証券税制が、2008年に降廃止されたことも一因と見られる。2011年から2012年にかけても、課税前ジニ係数は0.56程度、課税後ジニ係数は0.52程度で推移している。

2013年にアベノミクスで株価が上昇し、ジニ係数は悪化した。2013年に課税前ジニ係数は0.5875まで上昇し、課税後ジニ係数も0.55といった水準まで上昇した。課税前ジニ係数は1999年以降では最高(所得分配の公平性が最悪)となり、また課税後ジニ係数も0.55と1999年以降で最高になっている。すでに本稿で見てきたように、その要因としては、高所得階層の所得のなかで配当や株式等譲渡所得の構成比が高まり、これらの資産性所得に対する課

23) 代田純、「所得格差の拡大と株式市場」、『経済学論集』、駒澤大学、2007年10月、11ページ。後に加筆のうえ、代田純、「金融危機と所得格差問題」、代田純編著、『金融危機と証券市場の再生』、同文館出版、2010年、pp195～210に所収。

税が10%源泉課税であったことが大きい。

6 まとめに代えて

高度経済成長期には、インフレの影響もあり、所得税の自然増収が潤沢であった。所得税から豊富な税収があり、国民所得も成長したため、租税負担率は20%程度で推移してきた。低成長に移行後、財政法の拡張解釈に基づき、建設国債のみならず赤字国債も大量発行されてきた。このため、歳出の増加が続き、財源は国債に依存したため、個人所得税を本格的に増税することなく、今日に至ったと思われる。

個人所得税の最高限界税率は、1980年代に比べ、今日では大幅に引き下げられてきた。これは高所得階層への課税が緩和されてきたことを意味する。他方で、個人所得税の課税最低限は引き下げられ、低所得階層への課税は強化されてきた。

我が国の個人所得税は税額から見れば、給与所得に対する源泉徴収課税が中心となっている。源泉課税は徴税コストが低いため、課税当局からは効率的な課税方法である。源泉課税の実態を所得種類別に見ると、配当や株式等譲渡所得への実効税率は、本来の名目税率を下回っている。

2013年現在、課税前と課税後のいずれでも、ジニ係数は1999年以降で最悪となっている。アベノミクス効果で株価は上昇したが、所得課税は高額所得階層で緩和されてきたため、その影響と見られる。戦後70年、日本は経済格差が小さいと言われ、それが日本の活力源とも言われた。しかし、その特質は終焉しつつある。